

第 29 回委員会（2004.5.8 開催）結果報告		2004.5.11 庶務発信
開催日時：	2004 年 5 月 8 日（土）16:00～19:00	
場 所：	京都市勧業館 みやこめっせ B1F 第 1 展示場	
参加者数：	委員 39 名、河川管理者 22 名、一般傍聴者 255 名	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川水系河川整備計画基礎案について報告が行われた。</li> <li>・淀川水系流域委員会の今後の任務については、資料 3 に基づき了承された。</li> <li>・対話討論会のファシリテーターと流域委員会委員による検討会の開催が了承された。</li> </ul> <p>2 審議の概要</p> <p>第 28 回委員会以降の状況報告</p> <p>庶務から資料 1「前回委員会（2/26）以降の状況報告」を用いて報告が行われた。</p> <p>淀川水系河川整備計画基礎案報告</p> <p>河川管理者から資料 2-2「淀川水系河川整備計画基礎案 比較表」を用いて、基礎原案からの主な変更点を中心に説明が行われ、委員との意見交換が行われた。また、ダム等に関する調査検討については、6 月末を目途に中間報告を行う旨の報告があった。主な意見は次の通り。</p> <p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・崇高な考え方を掲げたことは良いことなので、今後はこれを自治体、住民にも理解していただけるよう努力すべきである。</li> </ul> <p>（河川管理者）流域委員会の場だけではなく、積極的に話をしていきたい。</p> <p>計画策定 4 章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 頁に「相互に整合が図られるよう」とあるが、明らかに相反する事が起きた場合、どのように対応するのか。「相互」という言葉は、国が積極的に調整を図るべきとの観点から削除した方が良い。</li> <li>・「相互」という言葉は、自治体等の主体性を尊重する必要があるとの観点から残した方が良い。</li> </ul> <p>（河川管理者）複数の計画が不整合であると良くないので整合を図るという一般的な姿勢を表明している。著しく相反する場合は、自治体等の意見を十分聞きながら調整していきたい。</p> <p>河川環境 4 章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18 頁 4.2.4 にて流入総負荷量管理を図る水質管理協議会の設立が提起されているが、26 頁の協議会の具体的役割の中に、その考え方が明記されていない。</li> </ul> <p>河川環境 5 章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21 頁 5.2(2)の「各地域毎に設置する淀川環境委員会等」の意味について説明してほしい。</li> </ul> <p>（河川管理者）既にある淀川環境委員会以外に、各地域毎の意見交換の場を作ろうとしている。紛らわしいので淀川という文字をとるなど、名称を検討する。</p> <p>治水・防災 2 章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・33 頁 2.2.1 の最後の段落は、段落末の表現としてはすわりが悪い。</li> </ul> <p>利水 4 章</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48 頁 4.4 は、利水の理念の考え方の転換を示している。さらに、需要要望に安易に応える開発はしないという姿勢を伝えて欲しい。</li> </ul> <p>（河川管理者）現在の状況を回復したいと言うメッセージであり、強く主張しているつもりである。</p>		

#### 利用 4章

- ・55頁4.5および58頁5.5.2等に、「自由使用の原則」との表現が加えられたが、その趣旨は。
- ・8頁「河川整備の基本的な考え方」にも同様の記述がある。削除した方がよいのでは。  
(河川管理者)排他的な利用の実績があることを示したかった。さらに解説を加えたい。

#### ダム 4章

- ・68頁4.7.1について、「社会環境」の意味を明確にして欲しい。  
(河川管理者)水没地域の生活者やその周辺も含めての影響全般を指している。

#### 進め方について

- ・基礎案をじっくり読んでから意見交換をした方がよい。これまでの意見の反映状況についても、確認する必要がある。

(委員長)基礎案は、基礎原案に対する流域委員会の意見や住民、自治体からの意見を踏まえて作成されたものであり、流域委員会の意見を全て反映できるわけではないが、整備計画をより良い形で具体化するためには、流域委員会と河川管理者との意見交換が大切である。まだ、十分に議論を尽くしたとは言えないので、今後実施の中でできるだけ時間をとって議論を深めたいと考える。

#### 委員会の今後の役割について

河川管理者から資料3「淀川水系流域委員会の今後の任務について(要請)」を用いて説明が行われ、委員会として了承された。

#### ファシリテーターと委員との検討会の開催について

資料4「ファシリテーターとの検討会実施要領」を用いて説明が行われ、開催が了承された。なお、検討会の役割は、対話討論会の成果と課題を明らかにすること等であるという意見が出された。

#### 住民対話討論会に係る報告

資料5「住民対話討論会について」を用いて、猪名川河川事務所、木津川上流河川事務所、琵琶湖河川事務所より対話討論会の開催状況、主な内容について報告が行われた。

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から、基礎案について意見が出された。委員会意見の反映について、確認が要望され、委員長より十分に検討する旨の返答があった。主な意見は次の通り。

#### 委員会意見の反映について

- ・1頁に、基本的考え方として「意見を踏まえて」との表現があるが、委員会での意見が踏まえられていない点があるので、委員会にて確認をお願いする。
- ・43頁で、宇治川の河道掘削が続行されることになっており、委員会での意見が反映されていない。  
委員会として確認をお願いする。

#### 内容について

- ・18頁に、「新たな施設による容量確保」とあるが、ダム以外の方法あるいは琵琶湖そのものの水位の向上を検討すべきである。
- ・43頁の一部に浸水被害の「解消」という表現が残っている。整合を図り、削除すべきである。
- ・69頁に、早期に調査検討を行いとの表現があるが、むしろ慎重に時間をかけて行って欲しい。
- ・住民への情報提供のあり方を、委員会においても良く見てほしい。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。